

事務所コラム

2014年7月7日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5条 14丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

キャリアアップ助成金

非正規雇用者のキャリアアップ等を促進

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者と言った人たちを正社員への転換、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した企業に対して助成されます。

2014年3月1日から2016年3月末までの間に計画書を作成・届出をし、取り組みを実施した場合の助成金が拡充されました。

4つのコースについて

①正規雇用等転換コース・・・パート、アルバイト等を正規雇用する制度を規定し、有期労働者を正規雇用等に転換した場合に支給されます。2016年3月までの措置で支給が上乘せされています。

ア、有期労働者→正規雇用

1人当たり 50万円

対象者が1人親 10万円加算

対象者が派遣者 10万円加算

イ、有期労働者→無期雇用

1人当たり 20万円

対象者が1人親 5万円加算

ウ、無期労働者→正規雇用

1人当たり 30万円

対象者が1人親 5万円加算

対象労働者が派遣者 10万円加算

②人材育成コース・・・有期契約労働者に

off・JT やジョブカードを活用した3ヶ月から6ヶ月の職業訓練を行った場合に助成されます。

off・JTの賃金助成 1人1時間 800円

訓練経費1人につき100時間未満 10万円

100時間以上200時間未満 20万円

200時間以上 30万円

0JTの賃金助成 1人1時間 700円

③処遇改善コース・・・すべての有期労働者の基本給の賃金テーブルを3%以上増額した場合(2016年3月末まで)

1人 1万円

職務評価制度を活用した処遇改善

1企業 20万円

④短時間正社員コース・・・短時間勤務者の正社員制度の規定を作る。

ア、雇用する労働者を短時間正社員にする

1人当たり 25万円

イ、新たに雇い入れる 1人当たり 15万円

対象労働者が1人親の場合10万円が加算
1年度間に10人までを限度としています。



飲食店などで働くアルバイト等を正社員に検討している企業にお勧めです